

枚方市特殊詐欺対策機器貸与事業実施要項

令和8年3月5日改正

(目的)

第1条 この要項は、電話機を用いた特殊詐欺による被害を未然に防止するため、特殊詐欺対策機器（以下「機器」という。）を、市民に貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「特殊詐欺」とは、面識のない不特定の者に対し、電話その他の手段を用いることにより、預貯金口座への振込その他の方法により現金等を交付させる詐欺をいう。

2 この要項において「機器」とは、着信した電話に通話内容を録音する旨のアナウンスを発し、自動で通話内容を録音する機能を有するものをいう。

(貸与対象者)

第3条 機器の貸与の対象となる者（以下「対象者」という。）は、申込時点で市内に居住し、次の各号のいずれかに該当する世帯に属するものとする。

- (1) 高齢者（65歳以上の者をいう。以下「高齢者」という。）のみの世帯
- (2) 高齢者を含む世帯

(貸与の申込み)

第4条 対象者のうち機器の貸与を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、枚方市特殊詐欺対策機器貸与申込書（様式第1号）により、市長に提出しなければならない。

2 前項の申込みは、申込者の親族その他市長が適切であると認める者が、申込者に代わって行うことができる。

(貸与の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申込みを受付けたときは、貸与の可否を決定し、書面により申込者に通知するものとする。ただし、申込時に、貸与の可否を決定する場合は省略することができる。

(貸与の内容及び条件)

第6条 機器の貸与台数は、1世帯につき1台とし、貸与に係る費用は無料とする。

- 2 機器の貸与の期限は、市が当該貸与する機器を取得した日から起算して、6年間後の年度末とする。
- 3 機器の貸与条件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 申込者の属する世帯に設置された固定電話機以外の電話機で使用しないこと。

- (2) 機器の設置は、貸与を受けた申込者（以下「被貸与者」という。）が行うこと。
- (3) 機器を接続することにより発生する光熱費等は、被貸与者が負担すること。
- (4) 機器が故障し使用不能となった場合（「以下、故障等」という。）は、市に現有する機器があつて、かつ、1被貸与者に1回限り、機器を交換することができる。ただし、被貸与者の故意又は過失による故障等の場合は、この限りではない。
- (5) 被貸与者の故意又は過失により機器が亡失した場合は、被貸与者が再購入価格相当分を実費弁償すること。
- (6) 機器をこの事業の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、又は担保に供してはならないこと。

（変更事項の届出）

第7条 被貸与者は、対象者の住所、氏名及び連絡先に変更が生じたときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（被貸与者の管理）

第8条 市長は、枚方市特殊詐欺対策機器貸与台帳（様式第3号）を作成し、被貸与者の情報を適切に管理するものとする。

（機器の調査）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、機器の設置状況について必要な調査をすることができる。

（機器の無償譲渡）

第10条 市長は、第6条第2項に規定する貸与の期限の到来後、継続して機器の使用を希望する被貸与者に対して、当該機器を無償譲渡することができる。

（機器の返還等）

第11条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、その貸与の決定を取り消し、機器を返還させるものとする。

- (1) 虚偽又は不正な手段により貸与を受けたとき。
 - (2) 第3条に規定する対象者でなくなったとき。
 - (3) 第6条第3項第1号又は第6号に違反したとき。
 - (4) 機器が不要になったとき。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、市長が貸与をすることが適当でないとき。
- 2 被貸与者は、前項の規定により機器を返還するときは、自らの責任において、録音した通話のデータを消去しなければならない。
 - 3 被貸与者は、機器が故障等し、又は亡失したときは、速やかに枚方市特殊詐欺対策機器故障等・亡失届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(免責)

第12条 市は、取り付けた機器によって発生した事故等について、賠償の責任を負わないものとする。

(補則)

第13条 この要項に定めるもののほか、機器の貸与について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

1. この要項は、改正の日から施行する。
2. 第5条に規定する貸与の申込み及びその受付けは、予算の範囲内において実施するものとする。